

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性活躍推進法第19条第6項に基づく実施状況の公表

(令和5年8月公表)

特定事業主行動計画(前期計画)

【計画期間】 平成28年4月1日から令和3年3月31日

【対象部局】

市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局
※消防職を除く。

配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

目標項目	数値目標(時期)	数値(時期)	目標設定時最新値(時期)
管理的地位にある職員 (課長級以上)に占める 女性割合	20%(令和2年度末)	15.5%(令和2年4月1日)	9.6%(平成27年度)
		14.9%(平成31年4月1日)	
		11.5%(平成30年4月1日)	
		12.1%(平成29年4月1日)	
		12.1%(平成28年4月1日)	
監督的地位にある職員 (係長級以上)に占める 女性割合	35%(令和2年度末)	30.5%(令和2年4月1日)	22.3%(平成27年度)
		30.8%(平成31年4月1日)	
		30.1%(平成30年4月1日)	
		30.0%(平成29年4月1日)	
		28.1%(平成28年4月1日)	

特定事業主行動計画(後期計画)

【計画期間】 令和3年4月1日から令和8年3月31日

【対象部局】

市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局
※定員管理計画に基づく。対象に消防職を含む。

配置・育成・教育訓練及び評価・登用関係

目標項目	数値目標(時期)	数値(時期)	目標設定時最新値(時期)
管理的地位にある職員 (課長級以上)に占める 女性割合	20%(令和7年度末)	18.3%(令和5年4月1日)	15.5%(令和2年度)
監督的地位にある職員 (係長級以上)に占める 女性割合	35%(令和7年度末)	30.3%(令和5年4月1日)	30.5%(令和2年度)